

(4) - 2 重要事項説明書（通所介護・予防専門型通所サービス）

あなたに対する通所介護サービス、予防専門型通所サービスの提供開始にあたり、平成11年度 厚生省令 第37号 第105条、第8条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 事業者概要

事業者名称	株式会社ヘルシーサービス
所在地	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目3番地 幕張テクノガーデンD棟14階
法人種別	営利法人
代表者名	代表取締役 高野 健治
電話番号	043-274-5995

2. ご利用の事業所

ご利用事業所の名称	オアシスセンター
指定番号	2370802619（通所介護）・23A0800590（予防専門型通所サービス）
所在地	名古屋市瑞穂区豆田町三丁目11番地の2
電話番号	052-884-8510
第三者評価の実施	名古屋市介護サービス事業者ユーザー評価事業参加（H.17～）

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	事業所の生活相談員、看護職員及び介護職員が、要介護状態（予防専門型通所にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定予防専門型通所を提供することを目的とします。
運営の方針	<p>事業所の生活相談員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。</p> <p>2 指定予防専門型通所サービスの提供にあつては、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。</p> <p>3 事業の実施にあつては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。</p>

4. ご利用事業所の職員体制

従業員の職種	員数	職務の体制（常勤・非常勤の区別）	職務の内容
介護福祉士・社会福祉士	1名以上	常勤職員1名・非常勤職員3名	生活相談員
看護師	1名以上	非常勤職員3名	看護職員
介護福祉士・介護職員初任者研修等	3名以上	常勤職員2名・非常勤職員7名	介護職員
看護師	1名以上	非常勤職員3名	機能訓練指導員

5. 営業時間

【営業日】	
1単位・2単位	月曜日から土曜日まで
《注意》1月1日～1月3日は休業です。	
【営業時間】	
1～2単位共通	午前9時00分から午後5時30分まで。
【サービス提供時間】	
1単位	午前9時30分から午後3時35分まで。
2単位	午前9時30分から午後3時35分まで。

6. 通所介護の区分

単位	区分	定員
1 単位	指定通所介護・指定予防専門型通所サービス事業所	20名
2 単位	指定通所介護・指定予防専門型通所サービス事業所	10名

7. 通常の事業の実施地域

1) 1 単位

瑞穂区 (豆田町、直来町、平郷町、宝田町、船原町、春町、大喜町、大喜新町、雁道町、御剣町、亀城町、上坂町、竹田町、太田町、瑞穂町、田光町、中山町、洲雲町、駒場町、高田町、北原町、薩摩町、西ノ割町、本願寺町、前田町、豊岡通、桜見町、瑞穂通、牧町、松月町、川澄町、東栄町、佐渡町、白羽根町、膳棚町、石川町、初日町、大殿町、村上町、十六町、御蔭町、汐路町、堀田通、萩山町、師長町、田辺通一丁目～五丁目、下坂町、神前町、甲山町、津賀田町、惣作町、柳ヶ枝町、白龍町)

昭和区 (御器所一丁目～四丁目、天神町一丁目・二丁目、村雲町、円上町、台町一丁目・二丁目、明月町一丁目・二丁目、塩付通六丁目・七丁目、荒田町、藤成通、菊園町、松風町一丁目・二丁目、若柳町一丁目・二丁目、恵方町一丁目・二丁目、出口町、池端町、滝子町、永金町、広池町、丸屋町、広見町、滝子通、桜山町、大和町、下構町、東郊通、陶生町)

2) 2 単位

瑞穂区 (豆田町、直来町、平郷町、宝田町、船原町、春敲町、大喜新町、雁道町、御剣町、亀城町、竹田町、太田町、瑞穂町、)

8. 利用料

サービスの内容	1 単位		2 単位	
	通所介護	予防専門型通所介護	通所介護	予防専門型通所介護
食事の提供	有	無	有	無
入浴 (一般浴)	有	無	有	無
日常生活動作の機能訓練	有	有	有	有
健康チェック	有	有	有	有
送迎	有	有	有	有
利用料について 指定通所介護及び指定予防専門型通所サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告知上の額とし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割(2割)(3割)の額になります。通常の実施地域を超えて行う事業に要した送迎の費用については、実施地域を越えた地点から、1kmに対し50円とし走行した距離数分を徴収する その他 (1) 別途加算内容等は担当ケアマネと相談のうえ、ご提案します。 (2) 食費は、850円を徴収します。 (3) デイサービス新規ご利用セットご希望の場合は、実費530円を徴収します。 (4) 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収します。				

9. 苦情等申立先

事業所相談窓口	天野 歩	TEL 052-884-8510
法人相談窓口	(株)ヘルシーサービス 総務・人事労務部 苦情相談担当	TEL 043-274-5995
名古屋市健康福祉局高齢者福祉部	介護保険課指導係	TEL 052-959-3087
愛知県国民健康保険団体連合会		TEL 052-971-4165

10. 緊急時等の対処方法

看護師等は、通所サービス実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかにご家族・主治医に連絡し、適切な処置を行います。連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じます。看護師等は、しかるべき処置をした場合は、速やかに家族及び主治医に報告します。

1 1. 非常災害対策

事業所は、非常災害に関する、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者（防火管理についての責任者を含む。）を定め、非常災害に備えるため、年2回定期的に避難・救出等訓練を行う。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるように連携を努めます。

1 2. 虐待の防止のための措置に関する事項

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 苦情解決体制の整備
- (5) 前4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとします。虐待の防止のための対策を検討する委員会を年1回以上定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

1 3. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかにご家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

1 4. 衛生管理及び従事者等の健康管理等

- (1) 事業に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。
- (2) 生活相談員等に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

1 5. 身体拘束に関する事項

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。

- 2 やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守した適正な取り扱いにより行います。

1 6. ハラスメント防止に関する事項

事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護職員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

1 7. 感染症の予防及びまん延の防止に関する事項

- (1) 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- (4) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています
- (5) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 8. 業務継続に向けた取り組みに関する事項

- (1) 感染症や非常災害の発生時に事業の継続及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

19. 個人情報保護

(1) 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作製した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

(2) 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(3) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

20. 第三者による評価の実施状況等

実施状況	直近実施日	
<input type="checkbox"/> あり	評価機関名	
<input type="checkbox"/> なし	結果の開示	<input type="checkbox"/> あり 開示方法：
		<input type="checkbox"/> なし 備考（免除等）

年 月 日

当事業者は、利用者に対して居宅介護サービスの提供開始に当たり、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

居宅サービス事業所

名 称 オアシスセンター

説明者氏名

私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、事業者からサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所

氏 名

利用者代理人 住 所

氏 名

身元引受人1 住 所

氏 名

身元引受人2 住 所

氏 名

